

島根労働局発表
平成26年9月29日

担 当	島根労働局労働基準部
	監督課長 綿貫 直
	監察監督官 川角 洋二
	TEL : 0852-31-1156

職場のパワーハラスメント対策研修会を開催します ～事業主・人事労務管理担当者・衛生管理者・衛生推進者等を対象～

島根労働局は、独立行政法人労働者健康福祉機構島根産業保健総合支援センターとの共催により、事業場内の相談担当者(事業主・人事労務管理担当者・衛生管理者・衛生推進者等)を対象に職場でのパワーハラスメントが生じた際に問題解決へと導くことを目的とした研修会を平成26年10月3日に開催します。

職場のいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワーハラスメント問題については、全国に設置されている総合労働相談コーナー(注)への相談件数が増加を続ける等、近年、社会問題化しているとともに精神障害の労災補償状況においても、「いじめ、嫌がらせ又は暴行を受けた」ことによる支給決定件数が増加している状況にあります。

当局管内も同様な状況が見受けられ、当局等の総合労働相談コーナーに寄せられる民事上の個別労働紛争に関する相談においても「職場のいじめ、嫌がらせ」に関する相談件数の割合が平成21年度から5年連続で最多となっています。

パワーハラスメントが発生した場合は、職場における相談対応者の初期対応が重要となることから、被害者等からの相談に適切に対応し、パワーハラスメントの問題を解決へと導くことを目的とした研修会を企画しました。

日時 平成26年10月3日(金) 13:30～16:00

場所 朱鷺(とき)会館 大ホール(1) 出雲市西新町2丁目2456-4

研修内容

- | | | |
|---|---------------------------|---------------|
| 1 | パワーハラスメントの定義と現状(島根労働局担当者) | 13:30-14:00 |
| 2 | 相談担当者の心構えと相談の進め方(外部講師) | } 14:00-16:00 |
| 3 | 聴く技術(外部講師) | |

●参加費 無料 ●定員 100名(先着順) ※発表時点では230名の申込み状況で会場を拡大して対応しています。

●受付 13:00からとなります。

●対象 事業主、人事労務管理担当者、衛生管理者、衛生推進者等

注：<労働問題に関するあらゆる分野が対象>

労働条件、募集・採用、男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話で対応する窓口です。

○当日は、島根労働局の職員が会場におりますので、取材の際には、受付窓口にて、その旨をお伝えください。